

浦河町地域防災計画の一部修正について

浦河町地域防災計画（平成 29 年 3 月修正）の一部を次のように修正する

。

1. 指定地方行政機関である、北海道農政事務所苫小牧地域センターが、北海道農政事務所（札幌）に統合されたことによる名称の変更及び、現状の業務内容に即した修正。
2. 気象庁が発表する、大雨警報（浸水害）大雨注意報、洪水警報、洪水注意報の基準改正による修正。

3

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務

第1 事務と業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務と業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
浦 河 町	1 浦河町防災会議に関する事 2 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事 3 防災組織の整備、資材の備蓄及びその他災害予防措置と実施に関する事 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施に関する事 6 気象、地象及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する事 7 町内における災害情報、被害情報の収集・報告に関する事 8 住民の避難誘導及び被災者の救助救出に関する事
浦河町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関する事 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事
日高東部消防組合 浦河消防署及び 浦河町消防団	1 水害、火災等の予防、警戒、防御に関する事 2 住民の避難誘導及び被災者の救助救出に関する事 3 気象、地象及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び災害情報の収集に関する事 4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 5 危険物施設に関する事
指 定 地 方 行 政 機 関	1 国道の整備維持、災害予防及び復旧並びにその他の管理に関する事
北海道開発局 室蘭開発建設部 浦河道路事務所	1 港湾施設の整備及び災害応急対策及び復旧対策に関する事
北海道開発局 室蘭開発建設部 浦河港湾事務所	1 港湾施設の整備及び災害応急対策及び復旧対策に関する事
北海道農政事務所	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事 2 削除
浦河労働基準監督署	1 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関する事
北海道森林管理局 西舎森林事務所	1 所轄国有林における保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関する事 3 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事 4 災害時における緊急復旧用材の供給に関する事

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務

第1 事務と業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務と業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
浦 河 町	1 浦河町防災会議に関する事 2 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事 3 防災組織の整備、資材の備蓄及びその他災害予防措置と実施に関する事 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施に関する事 6 気象、地象及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する事 7 町内における災害情報、被害情報の収集・報告に関する事 8 住民の避難誘導及び被災者の救助救出に関する事
浦河町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関する事 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事
日高東部消防組合 浦河消防署及び 浦河町消防団	1 水害、火災等の予防、警戒、防御に関する事 2 住民の避難誘導及び被災者の救助救出に関する事 3 気象、地象及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び災害情報の収集に関する事 4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 5 危険物施設に関する事
指 定 地 方 行 政 機 関	1 国道の整備維持、災害予防及び復旧並びにその他の管理に関する事
北海道開発局 室蘭開発建設部 浦河道路事務所	1 港湾施設の整備及び災害応急対策及び復旧対策に関する事
北海道開発局 室蘭開発建設部 浦河港湾事務所	1 港湾施設の整備及び災害応急対策及び復旧対策に関する事
北海道農政事務所 (苫小牧地域センター)	1 災害時における主要食料の応急供給に関する事 2 災害応急飼料対策について必要な措置を行なうこと
浦河労働基準監督署	1 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関する事
北海道森林管理局 西舎森林事務所	1 所轄国有林における保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関する事 3 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事 4 災害時における緊急復旧用材の供給に関する事

6 食料の確保

(1) 町の食料確保

総務部支援班は、食料加工業者、スーパー等から即席めん、パン、弁当、副食品、炊出し用の米穀、野菜等を調達する。

(2) 北海道（日高振興局長）からの米穀等調達

炊出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、知事（日高振興局長）に要請する。

米穀等は、知事の指示に基づき、農林水産省政策統括官から受領する。

削除

削除

7 食料の供給

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は、原則、次のとおりとする。

- 避難勧告等に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段がない人
- 災害応急対策活動従事者
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

(2) 食料供給活動の実施

○ 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、供給業者により行うが、必要な場合は総務部総務班が行う。

総務部総務班は、町が調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を総括する。

○ 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所とする。

○ 供給する食料

供給する食料は、備蓄食料、米飯の炊出し、または、弁当・パン等により行う
また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

8 炊出しの実施

炊出しには、保健センターを使用する。保健センターが使用できない場合は、避難所で行う。炊出しは、自衛隊、日赤奉仕団、自治会、自主防災組織、女性団体などに協力を要請し実施する。

※資料編 3-2-22 炊出し供与状況

6 食料の確保

(1) 町の食料確保

総務部支援班は、食料加工業者、スーパー等から即席めん、パン、弁当、副食品、炊出し用の米穀、野菜等を調達する。

(2) 北海道（日高振興局長）からの米穀等調達

炊出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、知事（日高振興局長）に要請する。

米穀等は、知事の指示に基づき、北海道農政事務所地域第九課から受領する。

※ 農林水産省 北海道農政事務所（地域第九課）
苫小牧市元中野町3丁目3番6号 TEL 0144-32-5345

7 食料の供給

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は、原則、次のとおりとする。

- 避難勧告等に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段がない人
- 災害応急対策活動従事者
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

(2) 食料供給活動の実施

○ 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、供給業者により行うが、必要な場合は総務部総務班が行う。

総務部総務班は、町が調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を総括する。

○ 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所とする。

○ 供給する食料

供給する食料は、備蓄食料、米飯の炊出し、または、弁当・パン等により行う
また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

8 炊出しの実施

炊出しには、保健センターを使用する。保健センターが使用できない場合は、避難所で行う。炊出しは、自衛隊、日赤奉仕団、自治会、自主防災組織、女性団体などに協力を要請し実施する。

※資料編 3-2-22 炊出し供与状況

24	注 意 報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ 特別警報、警報、注意報の発表基準

浦河町	府県予報区	胆振・日高地方	
	一次細分区域	日高地方	
	市町村等をまとめた地域	日高東部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合。
	波浪		高波になると予想される場合。
高潮	高潮になると予想される場合。		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 ^{*3} 基準 19
		(土砂災害)	土壌雨量指数 ^{*1} 基準 93
	洪水	削除	削除
		流域雨量指数 ^{*2} 基準	元浦河川流域=31.9, ケバウ川(野深)流域=5.2, ベッチャリ川流域=4.2, 日高幌別川流域=36.9, ケバウ川(西舎)流域=6.2, トメナ川流域=4.1, メンシュンベツガワ流域=22, シマン川流域=14.2, 赤川流域=8.2,

注 意 報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ 特別警報、警報、注意報の発表基準

浦河町	府県予報区	胆振・日高地方	
	一次細分区域	日高地方	
	市町村等をまとめた地域	日高東部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合。
	波浪		高波になると予想される場合。
高潮	高潮になると予想される場合。		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 ^{*3} 平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数 ^{*1} 基準 93
	洪水	雨量基準	二

		乳呑川流域=7.2, 向別川流域=15, 絵笛川流域=10.4, タンネベツ川流域=4.9, メナブト川流域=7.2	
	複合基準 ■1	-	
暴風	平均風速 ■2	陸上	20m/s
		海上	25m/s
暴風雪	平均風速 ■2	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.3m	

25

注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	69	
	洪水	削除	削除	
		流域雨量指数基準	元浦河川流域=25.4, ケバウ川(野深)流域=4.1, ベツチャリ川流域=3.3, 日高幌別川流域=29.5, ケバウ川(西舎)流域=4.9, トメナ川流域=3.2, メンシュンベツガワ流域=17.6, シマン川流域=11.3, 赤川流域=6.5, 乳呑川流域=5.7, 向別川流域=12, 絵笛川流域=8.3, タンネベツ川流域=3.9, メナブト川流域=5.7	
		複合基準	元浦川流域=(7, 24.5), 向別川流域=(5, 11.5)	
	強風	平均風速 ■3	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速 ■3	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上: 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧	視程	陸上	200m	

	流域雨量指数 *2 基準	元浦河川流域=26, 日高幌別川流域=26, シュンベツガワ流域=17	
	複合基準	-	
暴風	平均風速 ■1	陸上	20m/s
		海上	25m/s
暴風雪	平均風速 ■1	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.3m	

注意報	大雨	雨量基準 *3	平地: 1時間雨量 30mm 平地以外: 1時間雨量 40mm	
		土壌雨量指数基準	69	
	洪水	雨量基準	-	
		流域雨量指数基準	元浦河川流域=17, 日高幌別川流域=21, シュンベツガワ流域=14	
		複合基準	-	
	強風	平均風速 ■2	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速 ■2	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	

		海上	500m
乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%		
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 40cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
低温	5 月～10 月：(平均気温)平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：(最低気温)平年より 6℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	

- 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
- 2 浦河特別地域気象観測所の観測値は 22m/s を目安とする。
- 3 浦河特別地域気象観測所の観測値は 14m/s を目安とする。

波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	0.9m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧	視程	陸上	200m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%		
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 40cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
低温	5 月～10 月：(平均気温)平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：(最低気温)平年より 6℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	

- 1 浦河特別地域気象観測所の観測値は 22m/s を目安とする。
- 2 浦河特別地域気象観測所の観測値は 14m/s を目安とする。

特別警報・警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 特別警報とは、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報、警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。また、特別警報・警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合、浦河町に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には、表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、室蘭地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、浦河町で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の土壌雨量指数^{*1}基準、流域雨量指数^{*3}基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、浦河町の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報については、表面雨量指数^{*3}基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には浦河町の域内における基準値の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

特別警報・警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 特別警報とは、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報、警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。また、特別警報・警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合、浦河町に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には、表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、室蘭地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、浦河町で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数^{*1}基準、流域雨量指数^{*2}基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」^{*3}等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ

<p>27</p> <p>(10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</p> <p>(11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>*1 土壌雨量指数 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p> <p>*2 流域雨量指数 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p> <p>*3 <u>表面雨量指数</u> <u>短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握する指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。</u></p>	<p>れ示している。</p> <p>(8) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には浦河町の域内における基準値の最低値を示している。</p> <p>(9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。</p> <p>(10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</p> <p>(11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>*1 土壌雨量指数 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p> <p>*2 流域雨量指数 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p> <p>*3 <u>平坦地、平坦地以外の定義</u> <u>平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域</u> <u>平坦地以外：上記以外の地域</u></p>
---	---

--	--	--